

地方分権改革の主な動き

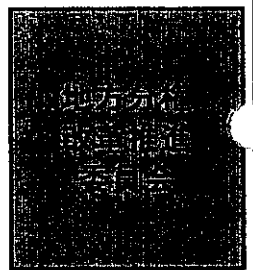
区分	年月日	主な動きと成果	検討・協議機関
地方分権の 進に関する 決議から 第一次地方 分権改革	'93.6.3～ '93.6.4	衆院・参院で地方分権推進の国会決議	地方分権 推進委員会
	'94.9.26	地方六団体「地方分権の推進に関する意見書」	
	'95.5.15	地方分権推進法成立	
	'95.7.3	地方分権推進委員会発足	
	'96.12.20～ '98.11.19	地方分権推進委員会「第1次勧告」～「第5次勧告」 …機関委任事務制度の廃止 等	
	'99.7.8	地方分権一括法成立	
	'00.4.1	地方分権一括法施行	
第一次地方 分権改革後 から三位一体 の改革	'01.7.3	地方分権改革推進会議発足	地方分権改革 推進会議
	'04.6.4	「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2004」 (骨太の方針2004)閣議決定	
	'04.8.24	地方六団体「国庫補助負担金等に関する改革案」	国と地方の 協議の場 (事実上)
	'04.11.26	政府・与党合意「三位一体の改革について」	
	('05.7.20)	(地方六団体「国庫補助負担金等に関する改革案(2)」)	
'05.11.30	政府・与党合意「三位一体の改革について」 (※主要内容 ・国税から地方税への税源移譲(総額3兆94億円) ・国庫補助負担金改革(約4.7兆円を廃止・縮小) ・地方交付税の抑制(約5.1兆円))		

第二期地方分権改革

- '06.5.11 地方六団体・新地方分権構想検討委員会
「分権型社会のビジョン(中間報告)」
〔※主な内容
・地方行財政会議(国と地方の協議の場)の法定化
・「地方共有税」制度の導入
・国庫補助負担金の総件数を半減 等〕
- '06.6.7 地方六団体「地方分権の推進に関する意見書」
- '06.12.8 地方分権改革推進法成立
- '07.4.1 地方分権改革推進委員会発足
- '08.5.28～ 地方分権改革推進委員会「第1次勧告」～「第4次勧告」
'09.11.9 …義務付け・枠付けの見直し 等
- '09.11.16 国と地方の協議 第1回会合(以降、'10.12月までに6回開催)
…国と地方の協議の場 実務検討グループの設置等について合意
- '09.11.17 地域主権戦略会議設置(閣議決定)
- '09.12.14 地域主権戦略会議 第1回会合(以降、現在までに12回開催)
- '09.12.15 地方分権改革推進計画 閣議決定
- '09.12.18～ 国と地方の協議の場 実務検討グループ会合(3回)
'10. 2.18 …「国と地方の協議の場」の法制化の内容について検討、合意
- '10. 3. 5 地域主権関連3法案(地域主権推進一括法案(第1次)、国と地方の協議の場法案、地方自治法改正案) 閣議決定
〔・義務付け・枠付けの見直し(第1次)
・国と地方の協議の場の法制化 等〕
- '10. 3.29 地域主権関連3法案 国会提出
- '10. 6.16 第174通常国会閉会 地域主権関連3法案は継続審議に
- '10. 6.22 地域主権戦略大綱 閣議決定
- '10.12. 3 第176臨時国会閉会 地域主権関連3法案は又も継続審議に
- '10.12.28 アクション・プラン～出先機関の原則廃止に向けて～ 閣議決定

地方分権
21世紀
ビジョン
懇談
会

新地方
分権
構想
検討
委員会



国と地
方との
協議
(事実
上)

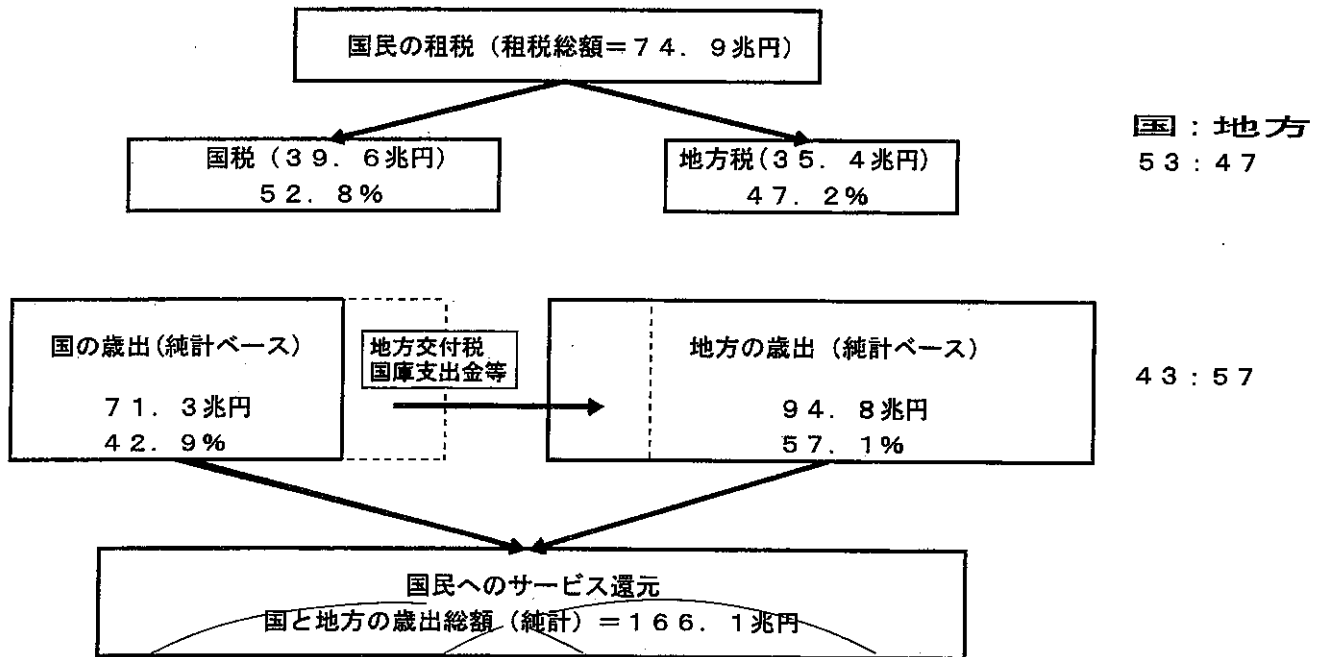
地域
主権
戦略
会議

	'11. 6.13	国と地方の協議の場 第1回会合 …社会保障・税一体改革、東日本大震災復旧・復興対策 等	国と地方の協議の場 【法定】	
	'11. 8.12	国と地方の協議の場 第1回臨時会合 …子どもに対する手当 等		
	'11. 8.26	第2次一括法(義務付け・枠付けの見直し、権限移譲) 成立		

国と地方の税財源配分の見直し

- 我が国の財政は、最終支出ベースにおける国と地方の比率と、国民が負担する租税収入の配分における国と地方の比率が逆転しており、両者の間に大きな乖離が存在。
- 地方歳入中の地方税の収入ウエイトは約4割。歳出規模と地方税収のギャップ（国庫支出金、地方交付税）が地域における受益と負担の関係を希薄化し、歳出増に抑止力が働きにくいとの指摘。
- 地域主権を確立するためには、国と地方の役割分担の大幅な見直しと併せて、地方が自由に使える財源を拡充するという観点から、国・地方間の税財源の配分のあり方を見直すことが必要。

(1) 国・地方間の財源配分（平成21年度）



(2) 地方歳入決算の内訳（平成21年度）

地方税	地方譲与税 地方特例交付金 地方交付税	国庫支出金	地方債	その他
351,830 (35.8%)	175,788 (17.9%)	167,653 (17.0%)	123,960 (12.6%)	164,426 (16.7%)

地方歳入98兆3,657億円

(注) 国庫支出金には、国有提供施設等所在市町村助成交付金を含み、交通安全対策特別交付金は除く。

地方公共団体が担う主な事務

都道府県

- ・ 児童相談所の設置
- ・ 市街地開発事業に関する都市計画決定
- ・ 市内の指定区間外の国道や県道の管理
- ・ 県費負担教職員の任免、給与の決定

指定都市

50万
等

1956

- ・ 指定区間の1級河川、2級河川の管理
- ・ 小中学校に係る学級編成、教職員定数の決定
- ・ 私立学校、市町村立学校の設置許可
- ・ 高等学校の設置・管理
- ・ 警察(犯罪捜査、運転免許等)
- ・ 都市計画区域の指定
- ・ 市街化区域、市街化調整区域の区域区分(線引き)

- ・ 特別養護老人ホームの設置認可・監督
- ・ 身体障害者手帳の交付
- ・ 保健所設置市が行う事務
 (地域住民の健康保持・増進のための事業)
 飲食店営業等の許可、温泉の利用許可
- ・ 屋外広告物の条例による設置制限
- ・ 一般廃棄物処理施設、産業廃棄物処理施設設置の許可

中核市

30万

7994

等

- ・ 市街化区域又は市街化調整区域内の開発行為の許可
- ・ 市街地開発事業の区域内における建築の許可
- ・ 騒音を規制する地域の指定、規制基準の設定

特例市

20万

1998

等

市町村

- ・ 生活保護(市及び福祉事務所設置町村が処理)
- ・ 特別養護老人ホームの設置・運営
- ・ 介護保険事業
- ・ 国民健康保険事業

- ・ 都市計画決定
- ・ 市町村道、橋梁の建設・管理
- ・ 上下水道の整備・管理運営

- ・ 小中学校の設置・管理
- ・ 一般廃棄物の収集や処理
- ・ 消防・救急活動
- ・ 住民票や戸籍の事務

等

1. 地方行政組織の在り方

地方公共団体の種類について

地方自治法 § 1-3、§ 8、§ 252-19、§ 252-22、§ 252-26-3		
<p>普通地方公共団体</p> <p>※その組織、事務、権能等が一般的、普遍的なもの。</p>	都道府県	
	市町村	<p>指定都市</p> <p>要件: 人口50万以上の市のうちから政令で指定</p>
		<p>中核市</p> <p>要件: 人口30万以上の市の申出に基づき政令で指定</p>
		<p>特例市</p> <p>要件: 人口20万以上の市の申出に基づき政令で指定</p>
		<p>その他の市</p> <p>要件: 人口5万以上ほか</p>
		<p>町村</p>
特別地方公共団体	<p>特別区</p> <p>※大都市の一体性及び統一性の確保の観点から導入されている制度</p>	
	<p>地方公共団体の組合</p> <p>財産区</p> <p>地方開発事業団</p> <p>※特定の目的のために設置されるもの</p>	

(出典: 総務省HP)

(3) 行政組織上の特例

指定都市における行政を能率的に執行させるため、行政組織上の特例が設けられている。

(例) 区の設定

指定都市は、市長の権限に属する事務を分掌させるため、条例でその区域を分けて区を設置するものとされている。

(4) 財政上の特例

財政上の特例としては、大都市にふさわしい行政需要をまかなう財源が確保されるよう、特別の行政需要が考慮され、地方揮発油譲税の増額等の措置がなされている。

3 平成22年4月1日現在、指定都市として19市が指定。

都 市	人 口		移行年月日	指定政令 ※3
	指定時人口 ※1	※2		
大 阪 市	2, 5 4 7	2, 628, 811	昭和31年9月1日	昭和31年政令第254号
名 古 屋 市	1, 3 3 7	2, 215, 062	昭和31年9月1日	
京 都 市	1, 2 0 4	1, 474, 811	昭和31年9月1日	
横 浜 市	1, 1 4 4	3, 579, 628	昭和31年9月1日	
神 戸 市	9 7 9	1, 525, 393	昭和31年9月1日	
北 九 州 市	1, 0 4 2	993, 525	昭和38年4月1日	昭和38年政令第10号
札 幌 市	1, 0 1 0	1, 880, 863	昭和47年4月1日	昭和46年政令第276号
川 崎 市	9 7 3	1, 327, 011	昭和47年4月1日	
福 岡 市	8 5 3	1, 401, 279	昭和47年4月1日	
広 島 市	8 5 3	1, 154, 391	昭和55年4月1日	昭和54年政令第237号
仙 台 市	8 5 7	1, 025, 098	平成元年4月1日	昭和63年政令第261号
千 葉 市	8 2 9	924, 319	平成4年4月1日	平成3年政令第324号
さいたま市	1, 0 2 4	1, 176, 314	平成15年4月1日	平成14年政令第319号
静 岡 市	7 0 7	713, 723	平成17年4月1日	平成16年政令第322号
堺 市	8 3 0	830, 966	平成18年4月1日	平成17年政令第323号
新 潟 市	8 1 4	813, 847	平成19年4月1日	平成18年政令第338号
浜 松 市	8 0 4	804, 032	平成19年4月1日	
岡 山 市	6 9 6	696, 172	平成21年4月1日	平成20年政令第315号
相 模 原 市	7 0 2	701, 630	平成22年4月1日	平成21年政令第251号

※1 指定時人口(単位:千人)は、

五大市 昭30.10
 北九州市 昭40.10
 札幌市・川崎市・福岡市 昭45.10
 広島市 昭50.10
 仙台市 昭60.10
 千葉市 平2.10
 さいたま市・静岡市・堺市 平12.10
 新潟市・浜松市・岡山市・相模原市 平17.10
 の国勢調査人口を用いた。

※2 人口(単位:人)は、平成17年国勢調査(確定値)を基に作成している。

※3 地方自治法第二百五十二条の十九第一項の指定都市の指定に関する政令(北九州市の指定からは同政令の一部を改正する政令による。)

next year Komamoto will become 20th

指定都市制度の概要

1 政令指定都市とは、地方自治法第252条の19第1項の規定により、政令で指定される人口50万人以上の市をいう。

政令指定の要件としては、法の文言では人口50万以上とのみ規定されているが、立法の経緯、特例を設けた趣旨から、人口その他の都市としての規模、行財政能力等において既存の指定都市と同等の実態を有するとみられる都市が指定されているところ。

2 政令指定都市は、都道府県の区域に包括される普通地方公共団体たる市であるが、現行制度上その組織、権能等について一般の市とは異なる取扱いをされている。

政令指定都市については、大都市行政の合理的、能率的な執行と市民の福祉向上を図るため、地方自治法及びその他の法令において、(1) 事務配分、(2) 関与、(3) 行政組織、(4) 財政の各面において他の一般市とは異なる特例が定められているところ。

(1) 事務配分上の特例

(例1) 児童福祉に関する事務

児童相談所を市において設置することに伴い、児童福祉に関する県等の事務のほとんど全部を行うことになる。

(例2) 都市計画に関する事務

市街化区域と市街化調整区域との区分（いわゆる「線引き」）に関する都市計画決定等を除き、基本的に都市計画決定に関し都道府県が処理する事務のほとんど全部を行うこととなる。

(例3) 道路に関する事務

道路法に基づき市内の指定区間外の国道及び県道の管理を行うことになる。

(例4) 教育に関する事務

県費負担教職員の任免、給与の決定を行うことになる。

(2) 関与の特例

大都市としての自主的、一元的な行政執行を図るため、市が事務を処理するに当たって、知事の承認、許可、認可等の関与を要している事務について、その関与の必要をなくし、又は知事の関与に代えて直接各大臣の関与を要することとされている。

(例) 地方債の協議又は起債の方法、利率若しくは償還方法の変更の協議

知事の関与に代えて各大臣の関与となる。

国と地方の協議の場に関する法律の概要

平成 23 年 5 月
内閣府地域主権戦略室

概要

① 構成・運営

- ・ 議員
 - 国 : 内閣官房長官、特命担当大臣、総務大臣、財務大臣、内閣総理大臣が指定する国务大臣
《議長・議長代行を内閣総理大臣が指定》
 - 地方 : 地方六団体代表 (各 1 人) 《副議長を互選》
- ・ 臨時の議員
 - 議員でない国务大臣、地方公共団体の長・議会の議長
- ・ 内閣総理大臣は、いつでも出席し発言可

② 協議の対象

- 次に掲げる事項のうち重要なもの
- ・ 国と地方公共団体との役割分担に関する事項
 - ・ 地方行政、地方財政、地方税制その他の地方自治に関する事項
 - ・ 経済財政政策、社会保障・教育・社会資本整備に関する政策その他の国の政策に関する事項のうち、地方自治に影響を及ぼすと考えられるもの

③ 招集等

- ・ 内閣総理大臣が招集 (毎年度一定回数。臨時招集も可)
- ・ 議員は内閣総理大臣に対し招集を求めることが可

④ 分科会

分科会を開催し、特定の事項に関する調査・検討が可能

⑤ 国会への報告

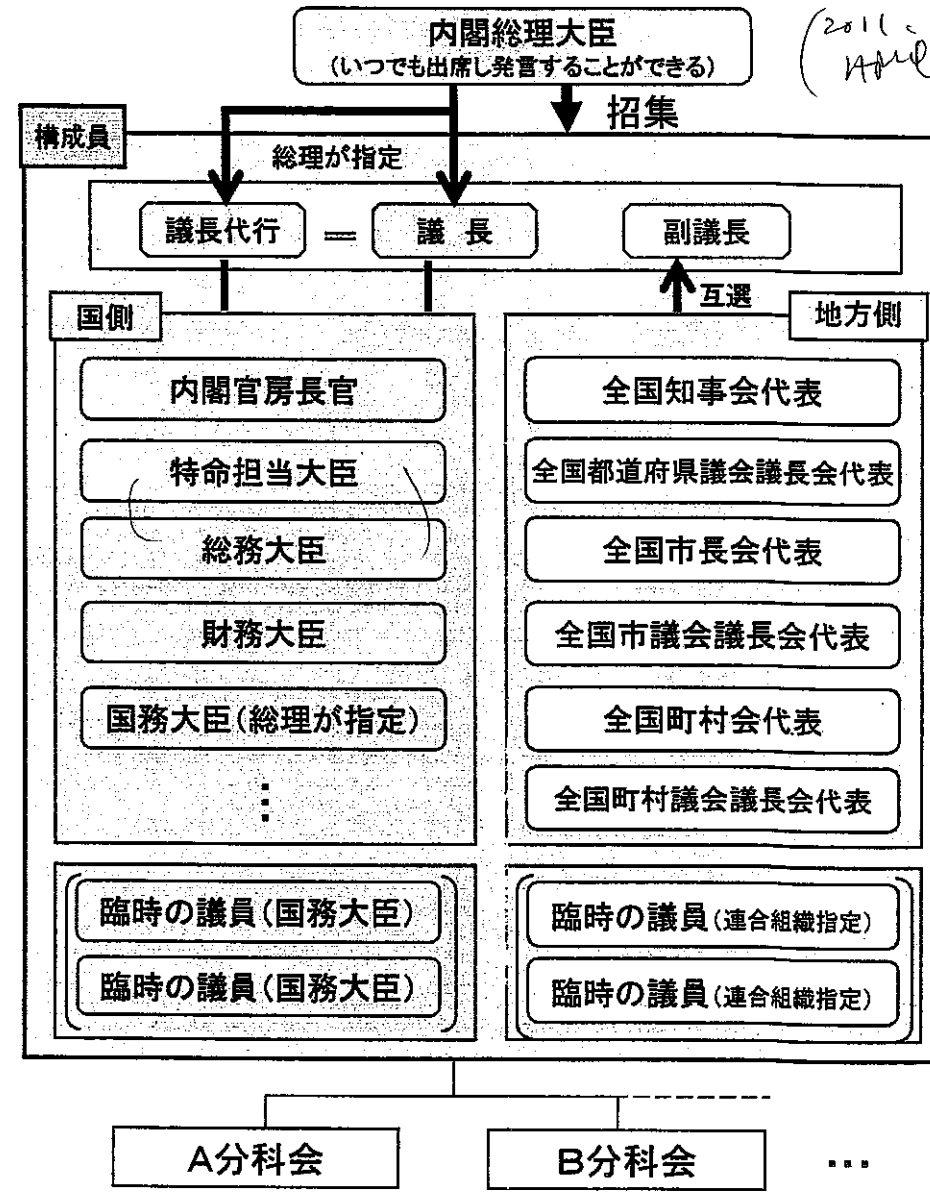
議長は、協議の場の終了後遅滞なく、協議の概要を記載した報告書を作成し、国会に提出

⑥ 協議結果の尊重

協議が調った事項については、議員・臨時の議員は、協議結果を尊重しなければならない

イメージ

STARTING



(2011. April)

※分科会については、協議の場に諮って定め

Comparison of the Budget Scale of Central Governments and Local Governments

Unitary System Governments

	Japan	Korea	Holland
	1 billion yen (%), 2008	100 million won (%), 2007	100 million euros (%), 2005
Central	61,973 (41.2)	1,767,561 (61.2)	1,227 (66.4)
Local	88,506 (58.8)	1,119,864 (38.8)	622 (33.6)
Total	150,479 (100.0)	2,887,425 (100.0)	1,849 (100.0)

	Sweden	UK
	1 billion krone, 2005	100 million pounds (%), 2005
Central	864	3,752 (72.9)
Local	670	1,393 (27.1)
Social security	173	
Total	1,508 [*]	5,145 (100.0)

Federal Governments

	Germany	US	Switzerland
	100 million euros, 2004	100 million dollars (%), 2006	100 million francs (%), 2002
Federal	3,118	27,283 (53.4)	507 (31.7)
State	2,876	23,832 (46.6)	666 (41.7)
Municipal	1,598	51,115 (100.0)	425 (26.6)
Social security funds	4,687		
Total	10,380 [*]		1,598 (100.0)

[*] Total does not match with the sum of each item, because duplicates (transfers) were removed. That is why % is not displayed.

(Source: Created based on data put together by the Decentralization Policy Center for Cities
(within the Japan Center for Cities)

cf. <http://www.toshi.or.jp/bunken/hikaku3.pdf>